

(注)障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で、扶養控除の適用がないときにおいても適用されます。

◆年齢16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

◆扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前40万円)に引き上げられました。

【確定申告・税金に関する

問い合わせ先

■米子税務署 ☎32・4121

■南部町役場 税務課

☎66・4802

米子税務署からのお知らせ

スピーディーで便利！

申告書の作成・提出は
e-Taxまたは郵送等で！

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告等作成コーナー」や確定申告の手引き等を参考に、ご自分で申告書を作成され、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」や郵送等のより提出されることをお勧めします。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



ホームページでも税金に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。

■国税庁ホームページ

「タックスアンサー」

www.nta.go.jp/taxanswer

確定申告は期限内に！

平成24年2月16日から
3月15日まで

※土・日・祝日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、申告書は郵送等または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

※還付申告の場合は、2月15日以前でも申告書を提出することができます。

※「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」は、1月16日から3月15日の間は24時間ご利用いただけます。

申告会場について

自分で申告書を作成することが難しい場合は、申告会場をご利用ください。

■場所／米子コンベンションセンター
(ビックシップ) 2階国際会議室

■期間／平成24年2月9日～3月15日
※土・日は除きます

■相談時間／午前9時～午後5時
(受付は午前9時～午後4時)

※申告会場の設営期間中は、税務署では申告相談を実施していませんので、ご注意下さい。